

平成21年5月21日

笠岡市指定給水装置工事事業者 各位

笠岡市水道事業管理者
笠岡市長 高木直矢
(公印省略)

水道料金等減免申請について

当市水道行政につきましては、平素より御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成20年12月15日付けで通知しておりますこの件について、不十分な書類が見受けられますので、再度通知しますので、周知方よろしくお願いいたします。

なお、不十分な書類については再提出を求めますので、十分御注意ください。

(再掲)

宅内漏水等にかかる水道料金等の減免申請においては、次の点に御留意いただくよう通知します。

記

1 減免申請書に次の書類を必ず添付すること

(1) 工事写真 施工前と施工後の2種類

(2) 工事場所 漏水箇所のわかるもの(見取図, 平面図等)

(3) 工事内容

(4) 工事施工後の水道メータ指示数を記載のこと

2 減免要件について 次の事項による漏水は減免の対象になりません。これ以外の場合
は書類審査等により適否を判定しますので、減免申請書の提出をお願いいたします。

(1) 露出部分等目視できる漏水

(2) 水洗便所の装置の故障による漏水

(3) 温水器, 瞬間湯沸器及び貯水槽などにおける器具の故障による漏水

(4) 原因不明の漏水(漏水が確認できない場合等)等

3 その他 漏水減免は原則は1期分のみが対象となります。